



ながと情報箱

インフォメーション・ボックス

HP=<http://www.city.nagato.yamaguchi.jp/koho/kohohome/>
e-mail=koho@city.nagato.yamaguchi.jp

課 国民健康保険
市 23-1130

短期保険証交付開始

法改正にともない、今年4月以降に納期限がある保険料のうち、納期限から1年を過ぎても未納がある世帯については、保険証に換えて資格証明書を交付しなければなりません。

このような事態にならないために、現年度及び前年度の保険料のうち、納期限を6か月以上過ぎた未納がある世帯には、原則として短期保険証を9月から交付することになりました。

普通の保険証は有効期限が1年ですが、短期保険証は納付状況に応じて6か月、3か月、1か月と短くなります。ただし、保険給付に制限はありません。

短期保険証有効期限内に滞りが解消すれば短期保険証に換え

て普通の保険証を交付しますが、納期限から1年を過ぎても未納保険料がある世帯については、短期保険証に換えて資格証明書を交付することになります。

この資格証明書は、医療機関等で治療を受ける際に保険証と同様に提示します。いったん10割を支払うこととなりますが、資格証明書で治療したものにっしては、その後の申請と保険料の納付状況により、保険給付を受けることができます。

なお、1年6か月を経過するまでの間に、当該保険料を納付しない場合には、保険給付の全部または一部が一時差し止めになります。

課 福祉係
福 23-1155

ご存知ですか 特別障害者手当・障害児福祉手当

市では重度の障害により生じる特別の負担を軽減するため特別障害者手当・障害児福祉手当の給付を行っています。現在、受給中の方は9月11日までに現況届を提出して下さい。

● 受給対象者

精神または身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある人など

● 手当額(月額)

- 特別障害者手当 26,860円
- 障害児福祉手当 14,610円

課 国民健康保険
市 23-1130

健康保険証の更新手続きを

国民健康保険加入者の皆さんがお持ちの保険証は、有効期限が9月30日になっています。(学生証は来年3月31日) 10月1日からは、新しい保険証でないと使用できません。

更新手続きには、現在使用中の保険証が必要です。また、一般被保険者証と退職者被保険者証の2通以上をお持ちの世帯で

は、両方の保険証が必要です。勤務等のために別に発行している「マル遠」の保険証も更新が必要ですから、前もって取り寄せておいてください。この場合は、印鑑が必要です。

また、更新の際は保険証カバーをはずし、診察券などは抜いておいてください。

● 更新手続きの日程

月日	時間	場所	対象行政区
9/18(月)	9:00~11:30 13:00~16:00	通公民館 仙崎公民館	通全区 白濁全区、祇園・南・栄・本・北本町区 洲崎・今浦・鍛冶屋・中新・新・幸・旭・錦・新屋敷町区 鳥越1・2区、新開町・大日比・大泊・青海区
9/19(火)	9:00~12:00 13:00~16:00	仙崎公民館	同上
9/20(水)	9:00~11:30 13:00~14:30	湯町区民館 俵山公民館	上・下安田区、湯町・上政・七重区 小原・木津・郷・黒川・大羽山区
9/21(木)	9:00~10:00 10:30~12:00 13:00~14:30	原田屋車庫 大畑小学校 板持公会堂	門前・湯本・三ノ瀬区 渋木全区、真木区 板持全区、大・小河内区、殿台・河原・上川西2区(どちらでも可)
9/22(金)	9:00~12:00 13:00~16:00	市役所1階ロビー 市役所1階ロビー	下川西・上ノ原・後ケ迫・開作・境川(22日でも)・上川西1区 田屋・駅前・境川区、湊全区 正明市全区
9/25(月)	9:00~12:00 13:00~16:00	市役所1階ロビー	緑ヶ丘・中山・藤中・江良区、上・下郷区